

横浜市における不登校児童生徒が相談・指導を受ける民間教育施設についてのガイドライン

このガイドラインは、不登校児童生徒に対する相談・指導を行う民間の施設（以下「民間教育施設」という）について、不登校児童生徒が相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

1 実施主体について

法人、個人とは問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識及び経験を有し、社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- (1)不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- (2)著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)、入寮費(月額・年額等)等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- (1)児童生徒の人命や人格を尊重した人間味ある温かい相談や指導が行われていること。
- (2)情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受け入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- (3)指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、義務教育制度を前提としたものであること。
- (4)児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- (5)体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- (1)相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- (2)専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあっていること。
- (3)宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

5 施設、設備について

- (1)各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- (2)特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーに配慮した上で、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭との関係について

- (1)施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2)特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであつても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

8 出席の取扱い等について

民間教育施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう適切な支援を実施していると評価できる場合に、校長は指導要録上出席扱いとすることができるほか、その民間教育施設における学習の内容の評価を学校の教育課程に照らし記載することもできる。